

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

岩泉町の令和5年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	121,391 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,395,533 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施策区分	令和5年度一般会計決算のうち 社会保障施策に 要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引き上げ分の 地方消費税	そ の 他
1 総合福祉	45,973	9,438	200	0	4,975	31,360
2 医療	430,710	98,006	7,400	21,572	41,587	262,145
3 介護・高齢者福祉	86,941	1,160	8,400	3,786	10,076	63,519
4 子ども子育て	439,075	66,644	0	10,072	49,614	312,745
5 障がい者福祉	384,016	279,183	0	0	14,354	90,479
6 貧困・格差等対策	8,818	3,083	0	0	785	4,950
合 計	1,395,533	457,514	16,000	35,430	121,391	765,198

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。